都様式（法第２９条関係）

　年　　月　　日

保安教育計画（変更）認可申請書

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　名　 称

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 販　売　所　名　称　 |  |
| 代表者　氏　　　名　　　　　住　　　所 |  |
| 　区　　　　　　　分 |  |
| 販売所所在地電話番号 |  |

|  |
| --- |
| Ⅰ　従事者に対する保安教育 |
| 保安教育の内容 | １　保安意識の高揚に関すること。２　盗難予防その他火薬類の管理に関すること。３　火薬類一般の性質の大要に関すること。４　火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。５　火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。６　危険時における緊急措置及び避難方法の全般に関すること。７　販売営業許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。８　販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。９　上記以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。10　その他、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに付随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。 |
| 保安教育の実施方法 | １　従業者に対する保安教育は、取扱保安責任者その他火薬類の販売貯蔵又はこれらに付随する取扱に係る保安について、十分な知識及び経験を有する者が行う。２　従業者が保安意識を高め、必要な知識を習得することができるように１年間に１回以上行う。（実施予定時期：　　　月）３　未熟練従業員（新人、転職者又は始めて営業任務業務についた者）については、その者が当該火薬類の販売、貯蔵又はこれらに付随する取扱いに従事する前に保安教育を施す。 |
| Ⅱ　取扱保安責任者、取扱副保安責任者、取扱保安責任者の代理者、販売責任者に対する保安教育 |
| 保安教育の内容 | Ⅰの保安教育内容に加えて　１　火薬類取締に関する法令に関すること。　２　火薬類の取扱に関する保安管理技術に関すること。 |
| 保安教育の実施方法 | １（１）又は（２）のいずれかを実施する。（１）製造保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者が行う。（２）監督官庁又は全国火薬類保安協会その他関係団体が行なう火薬類保安講習会に出席する。２　保安に関する知識の水準を維持向上させるため、火薬類取締法令（内規）に定められた時間を確保して教育効果を十分あげられるように行なう。３　保安教育は２年間に１回以上行う。 |
| Ⅲ　保安教育実施記録の作成 |
|  | 　保安教育を実施した際は、実施日、場所、教育内容、講師名、参加者氏名、感想等の記録を作成し保存する。 |
| 備　　　　　考 |  |